周南・山口県東部で、実家のお墓を整理するときに読む本

墓じまいガイドブック

2026年11月版

流れ　費用　手続き　お寺への伝え方　ご遺骨の行き先
7市の窓口　家族で話すシート　見積のチェックリスト

しおん（株式会社原田屋・大正8年創業）

〒745-0036 山口県周南市本町2丁目15

0120-976-864

はじめに

このガイドブックは、「実家のお墓をどうしよう」と思い始めた方のために作りました。

お墓のことは、誰に聞けばいいのか分かりにくいものです。お寺には聞きにくい。石材店は工事の話になる。役所は手続きのことしか答えない。インターネットには全国向けの情報があふれていて、山口のお墓に当てはまるのかが分からない。

全国40〜70代500人への調査では、墓じまいの相談先として「誰にも相談しない」が32.8%でした（全国石製品協同組合 2026年4月）。多くの方が、一人で抱えています。

この本では、墓じまいの最初から最後までを、周南・山口県東部のお墓に当てはめて書きました。ご本人にも、県外にお住まいのお子さんにも、同じものを読んでいただけるように作っています。

第9章の「家族で話すシート」は、切り取ってご家族で使ってください。

しおんは、株式会社原田屋（周南市・大正8年創業）の仏事相談窓口です。墓じまいの工事とご遺骨の取り出しから、樹木葬あじさい霊園と周南海洋散骨センターでのご供養までを、一つの窓口でお受けしています。

読んで分からないことがあれば、0120-976-864 へお電話ください。相談だけで構いません。

もくじ

第1章　墓じまいとは何か、なぜ今増えているのか　3
第2章　全体の流れ 10の工程　4
第3章　費用の考え方　5
第4章　改葬許可の手続き　6
第5章　お寺への伝え方　7
第6章　ご遺骨の行き先　9
第7章　県外から進めるとき　11
第8章　7市の窓口と市営墓地の返還条件　12
第9章　家族で話すお墓のシート　13
第10章　見積で確認したいことチェックリスト　14
第11章　しおんの料金表とご相談の窓口　15

第1章

墓じまいとは何か、なぜ今増えているのか

墓じまいとは、今あるお墓を撤去して更地に戻し、中のご遺骨を新しい供養先へ移すことです。

法律には「墓じまい」という言葉はなく、ご遺骨を別の場所へ移すことを「改葬」と呼びます（墓地、埋葬等に関する法律 第2条第3項）。改葬には、今のお墓がある市町村の許可が必要です。

改葬の許可件数は、2014年度の83,574件から2024年度の176,140件へ、10年で約2.1倍になりました（厚生労働省「衛生行政報告例」。1霊＝1件で数えるため、お墓の基数とは一致しません）。

山口県は2024年度に4,752件。火葬件数に対する割合は23.3%で、全国平均10.5%の2倍を超え、都道府県で2番目に高い水準です。

理由の1位は「お墓が遠方にある」で52.0%、2位は「継ぐ人がいない」で44.1%です（鎌倉新書 第4回 改葬・墓じまいに関する実態調査、2026年、n=733）。

石材店から見た発注者は、現在の使用者本人が37%、継ぐ予定の人が25%、親戚が19%（全国石製品協同組合 2023年度）。本人以外が6割を超えます。離れて暮らす子世代が動かすのが、墓じまいの普通の形です。

> 墓じまいは「ご先祖を捨てること」ではありません。お参りできないまま無縁になるより、手を合わせられる場所へ移すことが供養です。このガイドブックは、その考え方で書いています。

第2章

全体の流れ 10の工程

ご相談から墓地の返還まで、10の工程があります。早くて1か月、多くは2〜3か月です。

1. 1つ目はご相談です。お電話、LINE、フォームで、お墓の場所、ご遺骨のおおよその数、ご希望の供養先、お住まい、急ぐ事情を伺います。費用はかかりません。
2. 2つ目は現地確認です。担当者がお墓を訪ね、面積、墓石の数、外柵や灯籠、重機が入れるか、階段や坂を確認します。現地確認は無料です。県外の方には、お墓の様子を写真でお送りします。
3. 3つ目はお見積りです。工事、ご遺骨の処置、供養先までの総額を、含まれるもの・含まれないもの・追加費用の条件と一緒に見積書にします。お見積り後の追加はしません。
4. 4つ目は改葬許可の申請です。今のお墓がある市町村に申請します。申請書はご本人、またはご希望があれば提携の行政書士が作成します。しおんは様式のご案内、記入例、必要書類の確認、窓口のご案内をします。周南市は手数料無料・郵送可です。
5. 5つ目はお寺への連絡と閉眼供養です。寺院墓地では、ご家族からお寺へ意向を伝え、閉眼供養（魂抜き）の日を決めます。しおんは日程の調整と当日の段取りをお手伝いします。お布施はご家族からお寺へお渡しいただきます。
6. 6つ目は撤去工事です。墓石と外柵を解体し、運び出し、更地に戻します。1〜3日かかります。撤去した墓石は産業廃棄物として許可業者に委託し、処理の記録を残します。
7. 7つ目はご遺骨の取り出し・洗骨・粉骨です。古いご遺骨は水や土と混ざっていることが多いため、洗って乾かし、必要に応じて粉骨します。
8. 8つ目は納骨または散骨です。樹木葬あじさい霊園では岩屋寺のご住職にお勤めいただいて納骨、海洋散骨は周南沖の瀬戸内海で行います。改葬許可証をお預かりしてから行います。
9. 9つ目は写真でのご報告です。工事前後、ご遺骨の取り出し、納骨または散骨の写真をお送りし、最後に一式まとめてお渡しします。
10. 10番目は墓地の返還です。更地に戻したお墓を管理者にお返しします。市営墓地では返還届を出します。

> 来ていただくなら、5つ目の閉眼供養の日です。その日に4つ目の申請と、8つ目に向けた霊園の見学・契約まで組めます。来られない場合も、すべて写真でご報告します。

第3章

費用の考え方

> **墓じまいの費用は、①工事、②ご遺骨の処置、③お寺への費用、④新しい供養先、⑤手続きの実費、の5つでできています。**

全国の調査では、総額は31万〜70万円の帯がいちばん多く31.3%。30万円以下が16.8%、151万円以上も14.0%あります（鎌倉新書 2026年）。5倍以上の幅があるのは、お墓の大きさと数、ご遺骨の数、新しい供養先の違いです。

①工事の費用は、面積、墓石の数、外柵や灯籠などの付属物、重機が入れるか、基礎の深さ、処分場までの距離で決まります。全国の業者は面積あたりの単価で表示しますが、山口のお墓には山の斜面や車が入れない共同墓地が多く、面積だけでは計算できません。

②ご遺骨の処置は、取り出し、洗骨、乾燥、粉骨、運搬で、1体ごとにかかります。何体あるかはお墓を開けるまで確定しないので、見積書で「1体増えたときの金額」を確かめます。

③お寺への費用は、寺院墓地の場合の閉眼供養のお布施と、お寺を離れる際のお礼です。墓じまいをした人への調査では、お布施（離檀料を含む）は5万〜10万円が23.8%で最多、20万〜30万円が21.4%でした（墓じまいパートナーズ 2026年、n=42）。

④新しい供養先は、いちばん幅の大きい部分です。しおんの樹木葬あじさい霊園は1霊で総合計319,000円（税込）、海洋散骨の代行は66,000円（税込）から。詳しくは第6章と第11章へ。

⑤手続きの実費は、改葬許可の手数料（周南市は無料）、郵送費、行政書士に依頼する場合の報酬です。しおんの見積には含めません。

検索やAIが答える「相場」は、全国の業者が公表する単価を集めたもので、周南のお墓を測った数字ではありません。参考にはなりますが、現地を見たうえでの総額の見積が必要です。

追加費用が出やすいのは、重機が入らない、階段や山道しかない、外柵や灯籠が多い、基礎が深い、土の中のご遺骨が想定より多い場合です。しおんは、現地確認のあとに見積書を出し、追加費用の条件と金額を見積書に書きます。

費用を誰が払うかは、法律で決まっていません。お墓を継いだ人が中心になり、兄弟で分担する家が多くあります。金額が出る前に「分け方の考え方」を決め、話した内容を紙に残すことが、揉めないコツです。

周南市・下松市・光市に墓じまいの補助金は確認できませんでした。光市は市営墓地を原状に戻して返すと使用料の3割が戻ります。

第4章

改葬許可の手続き

改葬許可は、新しい供養先の市ではなく、今のお墓がある市町村に申請します（墓地、埋葬等に関する法律 第5条）。

申請書には、亡くなった方の本籍・住所・氏名・性別、死亡年月日、埋葬か火葬の場所と年月日、改葬の理由、改葬先、申請者の住所・氏名・続柄を書きます（施行規則 第2条第1項）。一人につき1枚が原則で、複数のご遺骨は別紙に書き足します。古いご先祖で年月日が分からないときは「不詳」と書けるか窓口で相談します。

添える書類は、法律で定めるものが2つ。今のお墓の管理者が書く埋蔵証明と、申請者がお墓の使用者でないときの使用者の承諾書です（施行規則 第2条第2項）。このほか、多くの市が新しい供養先の受入証明書を求めます。あじさい霊園へ移す場合は当社が発行します。周南市は、管理者が分からないお墓や個人墓地では、死亡が確認できる戸籍の写しを求めています。

流れは、①新しい供養先を決めて受入証明書をもらう、②今のお墓の管理者に埋蔵証明を書いてもらう、③申請書を書く、④今のお墓がある市に出す、⑤改葬許可証を受け取る、の順です。周南市は手数料無料で、郵送での申請と許可証の郵送交付に対応しています。

許可証は、新しい供養先に納骨するときに必要です。無くさないよう、コピーを取っておいてください。

お寺が埋蔵証明を書いてくれないときも、あきらめる必要はありません。法律には「これにより難い特別の事情がある場合は、市町村長が認めるこれに準ずる書面でよい」という定めがあります。2026年1月23日、厚生労働省は市町村向けのQ&Aで、代わりの書類の例として「お墓の写真」や「埋蔵証明書を出せない経緯を書いた申述書」を示しました。総務省東北管区行政評価局の資料（2026年1月30日）には、お寺が拒んだ事案で、契約書と使用許可証、墓誌の刻字の写真、除籍謄本で市が許可した例が載っています。ただし、これは最後の手段です。まずはお寺に感謝から入って伝えてください（第5章）。

> 2026年1月1日に施行された改正行政書士法で、行政書士でない者が「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」官公署に出す書類を作ることが、条文上はっきり禁止されました（行政書士法第19条第1項）。違反すると会社にも100万円以下の罰金が科されます。「申請書も当社が書きます」とうたう業者には、注意が必要です。しおんは、申請書の作成はご本人または提携の行政書士にお任せし、見積書には工事と供養の費用だけを載せます。

散骨や手元供養にする場合、法律上は改葬許可が不要とされていますが、市やお墓の管理者によって扱いが違います。今のお墓がある市の窓口に一度確かめてください。

第5章

お寺への伝え方

墓じまいで一番つらいのは、工事でも書類でもなく「お寺にどう言うか」です。50歳以上の300人への調査では72.9%が「お寺へ相談しにくい」と答え（AOMA行政書士事務所 2026年）、墓じまいで大変だったことの1位は「住職とのやり取り」38.5%でした（墓じまいパートナーズ 2026年）。言いにくいのが普通です。

切り出す前に、新しい供養先とおおよその時期を決めておいてください。行き先が決まっていないと、お寺は「ではどうするのか」と聞くしかなく、話が進みません。家族の意見もそろえておきます。

伝える順番は「これまでの感謝」→「事情」→「お願い」です。先に結論だけ言うと、お寺には「出ていく宣言」に聞こえます。

電話で最初に伝えるときの文例です。

「ご無沙汰しております。〇〇の墓を見ていただいている〇〇の長男の〇〇です。父の代から長くお世話になってまいりました。実は私も広島に住んで三十年になり、年に一度お参りするのがやっとで、子どもたちはお墓の場所も知りません。このままではお墓を無縁にしてしまうと思い、家族で相談のうえ、墓じまいをして〇〇に移すことにいたしました。一度お伺いしてご相談させていただきたいのですが、ご都合のよい日はございますでしょうか。」

お伺いして伝えるときは、感謝の具体的な思い出を一つ添え、「魂抜きのお勤めをお願いしたいこと」「改葬の手続きに必要な証明にご記名をいただきたいこと」の二つをお願いします。お菓子を一つ持っていく、長居しない、ご住職の話を遮らない。「一度考えさせてほしい」と言われたら、お待ちします、と引いてください。

遠方からは、手紙を出して3〜4日後に電話をします。手紙の文例は、しおんのサイトの「お寺への伝え方と離檀料の考え方」に載せています。

離檀料という言葉は、法律にも宗派の規則にもありません。支払う義務が法律で定められているわけではなく、金額に基準もありません。国民生活センターは2022年6月28日の「見守り新鮮情報」第424号で、高額な離檀料を求められた相談を紹介し、納得できない場合はお寺とよく話し合うよう呼びかけています。曹洞宗の宗務庁も2023年10月、離檀料について宗門の取り決めはなく徴収の指導もしていないと表明しています。

一方で、お寺を離れるときに、これまでのご供養への感謝としてお布施を包むのは古くからの慣習です。閉眼供養のお布施に感謝の気持ちを添える、というのが多くのご家庭の実際です。金額に迷ったら、ご住職に直接尋ねてください。失礼には当たりません。

高い金額を言われたら、その場で返事をせず「家族と相談します」と持ち帰り、内訳を穏やかに尋ねます。管理費の未納があればそれは払うべきものです。納得できないときは、宗派の相談窓口、消費生活センター（電話188）、法的な争いになりそうなら弁護士へ。お金の交渉を業者に任せることはできません（弁護士法 第72条）。

閉眼供養は、今のお墓を見てもらっているお寺に頼むのが基本です。お付き合いのあるお寺がない方には、しおんからご紹介できます。

第6章

ご遺骨の行き先

墓じまいの後の行き先は、全国では合祀・合葬43.2%、樹木葬24.1%、一般のお墓14.3%、納骨堂13.3%です（鎌倉新書 2026年）。承継者の要らない形が約8割を占めます。

比べる軸は4つ。お参りする場所が残るか、後から取り出せるか、管理料がかかるか、宗旨宗派の条件があるか。

合祀（永代供養墓）は、他のご家族のご遺骨と一緒に納める形です。承継者は要らず、費用は一体あたり数万円からと、もっとも抑えられます。ただし、いったん合祀すると、ご遺骨を後から取り出すことはできません。しおんには合祀の施設がないため、ご希望の方には提携先をご紹介します。

樹木葬あじさい霊園（周南市下上2215-1、宗教法人岩屋寺の境内。経営主体は岩屋寺、販売は株式会社原田屋）は、ご遺骨を粉骨し、ご家族ごとの区画に直接土に埋葬します。他のご家族と混ざる合祀はせず、期限が来て合祀に移すこともありません。お名前を刻んだ石板があり、お参りする場所が残ります。宗旨・宗派は問いません。年間の護持費はかかりません。

取り出しは、粉骨して土に直接埋葬する方式のため、土と混ざった状態でのお戻しになりますが、可能です。合祀との決定的な違いです。

費用は1霊で総合計319,000円（税込。区画使用料253,000円・永代管理料33,000円・白御影石の石板彫刻33,000円）。2霊429,000円、3霊539,000円、4霊594,000円、5霊目から8霊目は1霊ごとに55,000円、8霊で814,000円です。お受けできるのは8霊までです。2025年11月開設の第2区画の価格で、納骨式のお布施は別途です。

> **海洋散骨（周南海洋散骨センター）**は、粉骨したご遺骨を周南沖の瀬戸内海に還します。お墓を持たないので管理料も承継者も要りません。代行散骨は1柱66,000円（税込）から、2柱目から1柱33,000円。貸切クルーズ（3名まで乗船）は165,000円（税込）から。海に還したご遺骨は取り出せないため、一部を手元に残す方が多くいらっしゃいます。船にお手洗いはなく、乗船前にお済ませいただきます。

> **手元供養**は、粉骨したご遺骨の一部を小さな骨壺などに納めて自宅に置く形です。費用は容器の代金だけですが、ご自身の後にどうするかを決めておく必要があります。最終的な行き先と組み合わせるのが安心です。

ご遺骨ごとに行き先を分けても構いません。顔を知らない代のご先祖はまとめて樹木葬へ、海が好きだったお父様は散骨で、お母様の一部は手元に、という分け方は珍しくありません。しおんは樹木葬と散骨を自社で行うため、一度の打ち合わせで振り分けられます。

ペットのご遺骨も、ご家族と一緒にあじさい霊園へ納められます。ご家族と一緒の納骨なら納骨料はいただきませんが、粉骨料1体11,000円（税込）が別途かかります。

第7章

県外から進めるとき

来ていただかなくても、墓じまいはできます。

最初の一歩は、お墓の写真です。ご自身の写真をお送りいただくか、しおんの担当者が無料で撮影してお送りします。その写真から電話で概算をお伝えします。

見積書と契約書は郵送でやり取りします。改葬許可は、周南市なら郵送で申請し、許可証も郵送で受け取れます。申請書はご本人または提携の行政書士が作成し、しおんが記入例をお送りします。お寺の埋蔵証明は、郵送するか、しおんの担当者がお届けして預かります。

お寺へは、手紙を出してから電話、の順が穏やかです。

> 来ていただくなら閉眼供養の1日。朝にお墓で閉眼供養、その足で市役所に申請、午後にあじさい霊園を見学して契約、という一日が組めます。工事に立ち会う必要はありません。

工事の前後、ご遺骨の取り出し、納骨または散骨は写真でご報告し、最後に写真と書類の控えを一式お送りします。

年末年始やお盆の帰省で家族の話がまとまり、翌春のお彼岸までに終える流れが多い組み方です。春のお彼岸前は工事が込むため、1月中のご相談をおすすめします。

第8章

7市の窓口と市営墓地の返還条件

周南市	改葬許可は環境政策課 生活衛生担当（0834-22-8322）。手数料は無料、郵送で申請でき許可証も郵送で受け取れます。使用者と申請者が違うときは承諾書、管理者が分からないお墓や個人墓地では死亡が確認できる戸籍の写しが要ります。市営墓地は更地に戻して返還届を出します。使用料の還付は原則なく、許可から2年以内に未使用で返したときだけです（2026年11月6日、市の公式ページで確認）。
下松市	環境推進課 環境保全係（0833-45-1826）。市営墓地は更地に戻して返還。使用料の還付は許可から1年以内の返還のみ約2分の1。
光市	環境政策課 環境保全係（0833-72-1466）。市営墓地は原状に復して返還。墓碑を建てた後の返還で使用料の3割が戻ります。

防府市・山口市・岩国市・柳井市の窓口は、お電話でご案内します（0120-976-864）。

> **共通の注意**　改葬許可の申請先は「今のお墓がある市」です。様式は市ごとに違います。周南市・下松市・光市に墓じまいの補助金は確認できませんでした（2026年11月6日時点）。

家族で話す、うちのお墓のこと

書いた日：＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　話した人：＿＿＿＿＿＿＿＿

お墓のことは、顔を合わせたときにしか進みません。
正解を出す紙ではなく、「今どうなっているか」と「誰がどう思っているか」を書き残す紙です。
全部埋まらなくて構いません。空欄があることが分かるだけでも、次の一歩になります。

1 うちのお墓は、今どうなっているか

お墓の場所
（市・町、墓地や霊園の名前）

お墓の種類
（お寺／市営／共同墓地／個人の土地／わからない）

お寺の名前と宗派
（寺院墓地の場合）

お墓の名義人（今の使用者）はだれか

名義人はご存命か
（はい／いいえ／わからない）

年間の管理費やお寺への費用
（いくら・誰が払っているか）

最後にお参りしたのはいつ、誰が

中に入っているご遺骨は何人分か
（名前が分かる範囲で）

2 これからのことを、それぞれどう思っているか

一人ずつ、名前と「今の気持ち」を一言で書きます。
賛成・反対・わからない、のどれでも構いません。

名前	気持ち
名前	気持ち
名前	気持ち
名前	気持ち

気がかりなこと
（お寺のこと・費用のこと・ご先祖に申し訳ない気持ち・親戚の目、など）

3 もし墓じまいをするなら

ご遺骨をどこへ移したいか
（樹木葬／海洋散骨／手元供養／合祀・永代供養／まだ決めていない）

いつごろまでに
（来年のお彼岸まで／1年以内／急がない／まだ決めない）

費用はどう分けるか
（人数で割る／継いだ人が多めに／工事と供養先で分ける／まだ決めない）

お寺や管理者に伝えるのはだれか

お墓の写真を撮りに行けるのはだれか
（だれも行けなければ、しおんが無料で見に行きます）

4 次に決めること（1つだけ）

今日は決めなくていいこと

次に話す日　年　月　日

それまでに調べておくこと
（だれが）

分からないことは、しおんにお電話ください。相談だけで構いません。
しおん（株式会社原田屋・大正8年創業）　〒745-0036 山口県周南市本町2丁目15
墓じまいの流れ・費用・手続きは https://shion-hakajimai.com/

0120-976-864

墓じまいの見積書で、確認したい15のこと

どの業者に頼む場合でも、この紙を見積書の横に置いてください。

墓じまいの見積は、業者によって「含まれるもの」が違います。
安く見える見積が、後から足していくと高くなることがあります。
1つでも「書いていない」があれば、書いてもらってから決めてください。

見積の前提

- [] 現地を見たうえでの見積か（写真や電話だけの概算ではないか）
- [] お墓の面積（何平方メートル）と墓石の基数が、見積書に書いてあるか
- [] ご遺骨の想定の数が書いてあるか

含まれるもの・含まれないもの

- [] 墓石と外柵の解体・撤去・運搬・処分が含まれているか
- [] 整地（更地に戻す作業）が含まれているか
- [] ご遺骨の取り出しが含まれているか
- [] 洗骨・乾燥・粉骨の費用が、1体いくらで書いてあるか
- [] 含まれないもの（お布施・お寺へのお礼・返還の費用・行政書士の報酬）が明記されているか

追加費用

- [] 追加費用がかかる条件（重機が入らない・階段や山道・付属物が多い・基礎が深い）と、その金額が書いてあるか
- [] ご遺骨が想定より多かったとき、1体いくら増えるか書いてあるか
- [] 「見積後の追加はしない」と明言しているか（開けるまで分からないご遺骨の数を除く）

法令と処分

- [] 改葬許可申請書の作成を「代行する」と書いていないか（2026年1月から、報酬を得て業者が作成するのは行政書士法違反。申請書はご本人か行政書士が作成する）
- [] 撤去した墓石をどこで処分するか、処理の記録（マニフェスト）を残すか、答えられるか

支払いと報告

- [] 支払いの時期（着手前・完了後）と方法、キャンセルの扱いが書いてあるか
- [] 工事の前後とご遺骨の取り出しを、写真で報告してくれるか

メモ

見積の読み方で迷ったら、しおんにお電話ください。他社の見積についてのご相談でも構いません。
しおん（株式会社原田屋・大正8年創業） https://shion-hakajimai.com/ryokin/

0120-976-864

第11章

しおんの料金表とご相談の窓口

墓じまいの工事	現地を確認して総額でお見積りします。お見積りは無料です。
樹木葬あじさい霊園	1霊で総合計319,000円（税込）。2霊429,000円、3霊539,000円、4霊594,000円、5霊目から8霊目は1霊ごとに55,000円。年間護持費0円。お受けできるのは8霊まで。2025年11月開設の第2区画の価格。納骨式のお布施は別途。ペットの粉骨料1体11,000円（税込）。
周南海洋散骨センター	代行散骨1柱66,000円（税込）から、2柱目から1柱33,000円。貸切クルーズ165,000円（税込）から（3名まで）。
お墓参り代行 （墓じまいを決めるまで、お墓を残してお参りを任せたい方へ）	初回の状態確認3,300円、お参りプラン9,900円（お花代込み）、お手入れプラン16,500円（いずれも税込）。交通費は周南市・下松市なし、光市・防府市・柳井市・熊毛郡2,200円、岩国市・周防大島町5,500円（税込・1回分）。山口市はお墓参り代行の対象外です。

> ご相談、現地確認、お見積りに費用はかかりません。お見積り後にお断りいただいても費用はかかりません。

ご相談の窓口

しおん（株式会社原田屋 エンディング事業部）
〒745-0036 山口県周南市本町2丁目15
0120-976-864（24時間受付。出られないときは折り返します）
サイト https://shion-hakajimai.com/
LINE「しおん終活相談室」（@555kfcex）

樹木葬あじさい霊園	周南市下上2215-1　https://ajisai-reien.com/
周南海洋散骨センター	https://shunan-kaiyo.com/
しおん	https://shion.asia/
株式会社原田屋ブログ	https://blog.haradaya.co.jp/

出典（主なもの）

- 厚生労働省「衛生行政報告例」2024年度 第6表（2025年10月21日公表。2026年11月6日確認）
- 鎌倉新書「第4回 改葬・墓じまいに関する実態調査」（調査期間2026年1月16〜23日、n=733。2026年11月6日確認）
- 全国石製品協同組合「2023年度 お墓じまいアンケート」（加盟石材店184件）、同「消費者調査」（2026年4月、40〜70代500人）
- 墓じまいパートナーズ「墓じまい実態調査2026」（2026年3月、n=230）
- AOMA行政書士事務所「実家のお墓問題白書2026」（2026年6月、50歳以上300人）
- 墓地、埋葬等に関する法律・同施行規則、行政書士法（2026年1月1日施行の改正を含む）、弁護士法 第72条
- 厚生労働省 事務連絡（2026年1月23日）Q&A、総務省東北管区行政評価局「墓じまいに関する情報収集結果」（2026年1月30日）
- 国民生活センター「見守り新鮮情報」第424号（2022年6月28日）
- 周南市・下松市・光市の公式ページと条例（2026年11月6日確認）

このガイドブックの内容は2026年11月時点のものです。制度や価格が変わった場合は、サイトの各ページで更新します。

株式会社原田屋

〒745-0036 山口県周南市本町2丁目15

0120-976-864